

「館林市立地適正化計画（素案）」市民説明会での質問・市の考え方

No.	日	場所	質問の内容（要旨）	市の考え方
1	10/29	三野谷	既存の住宅を居住誘導区域内へ移動させる計画なのか。	既存の住宅ではなく、これから行われる開発行為及び建築行為等が対象になり、かつ誘導する住宅は3戸以上となります。ただし、1戸又は2戸の場合でも、規模が1,000㎡以上の開発行為は届出が必要になります。
2	10/29	三野谷	まちなかに都市機能施設を集めるのではなく、周辺を発展させていきたい。	都市機能誘導区域に集積する都市機能施設は、本市の場合では子育て関連支援施設、認定こども園、商業施設（床面積3,000㎡超）、地域交流施設に限定しております。また、持続可能なまちづくりのためコンパクトにし、周辺についても拠点を設定し、バス等で繋いでいきます。
3	10/29	三野谷	居住誘導区域内では、住宅用地等を市が提供できないか。	提供は難しいが、誘導するためには何らかの施策が必要になってくるため、今後検討していきます。
4	11/1	多々良	中心市街地について、空き家が多くなってきているため、行政が積極的になんとかしないといけない。	行政はもちろん、地域の方、また生活に必要な施設（診療所やスーパー等）の経営者等の方と共に、本計画の推進に努めてまいります。
5	11/1	多々良	下町は土地が低いのか。	鶴生田川沿線の一部が土地が低くなっています。
6	11/1	多々良	市役所は浸水被害を受けるのか。水没が想定されるのであれば、移転すべきでは。	市役所は50cm以上3m未満の浸水区域になっています。甚大な被害の恐れがないと判断し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に含めています。
7	11/1	多々良	居住誘導区域外の届出対象の区域はどの区域ということか。	市内の居住誘導区域外となります。

「館林市立地適正化計画（素案）」市民説明会での質問・市の考え方

No.	日	場所	質問の内容（要旨）	市の考え方
9	11/1	多々良	関東短期大学では平成31年度以降の学生募集を停止したことから、都市機能誘導区域に含めることに問題はないのか。	今後新しい教育施設等が来れるよう都市機能誘導区域に指定させていただきました。
10	11/1	多々良	認定こども園は具体的にどこで検討しているのか。	具体的な場所は決まっています。
11	11/1	多々良	厚生病院の北あたりが都市機能誘導区域から抜けているのはなぜか。	既存施設の立地状況、都市機能誘導施設を誘導することが可能な公有地等を含む区域、公共交通利便区域等を考慮した結果、区域外となっております。
12	11/1	多々良	立地適正化計画はいつからはじまる計画なのか。	平成31年4月1日計画公表予定です。
13	11/1	多々良	立地適正化計画の計画年数は何年か。段階的にどういった状態を想定しているのか。	長期的な計画として考えている。いったんは10年を区切りとし、5年で見直しを予定している。将来にわたり人口を維持することが目標となっています。
14	11/1	多々良	居住誘導区域外に個人で家を建てるには制限がないのなら実効性がないのではないのか。	居住誘導区域外では、住宅は3戸以上（1戸又は2戸の場合、規模が1,000㎡以上の開発行為）を誘導することで、長期的にコンパクトなまちづくりを目指すものです。
15	11/1	多々良	本計画が目標としているのは、1、2年後のことではなく10年、20年先と言われてもピンとこない。	都市計画は10年、20年先を考えた長期的な計画となります。そのために、計画を策定します。
16	11/1	多々良	市街化調整区域についてはどのように考えているのか。	市街化調整区域は、立地適正化計画の対象ではありませんが、市全域の土地利用計画である「都市計画マスタープラン」の改訂において、既存の住環境を維持する方針での検討を予定しています。

「館林市立地適正化計画（素案）」市民説明会での質問・市の考え方

No.	日	場所	質問の内容（要旨）	市の考え方
17	11/8	赤羽	居住誘導区域外であっても、届出をすれば住宅地分譲ができるのか。それでいいのか。	届出により住宅地分譲ができます。規制ではなく届出として、緩やかに誘導していく考え方となっています。また、届出が出された際に、なぜ居住誘導区域外なのか等、該当地の状況を知らせる機会にもなります。更には、区域内で分譲してもらえるようなインセンティブを今後考える必要があります。国のほうでも、金利優遇等を既に実施しています。
18	11/8	赤羽	館林市と板倉町との合併の協議中であるが、その点との関係性をどう考えているのか。今の状況での絵を描いても現実味がないと思う。	現状での計画であるため合併については検討していませんが、1市4町での館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針（平成29年5月）を策定しております。
19	11/8	赤羽	居住誘導、都市機能誘導区域内外で地価に影響が出てくるのか。	急激な地価変動は生じないと考えております。
20	11/8	赤羽	本計画策定要因は、将来の少子高齢化、人口減少ということからであるのか。	少子高齢化、人口減少社会に対応した持続可能なコンパクトシティを実現するための計画です。
21	11/12	中部	大街道は従前のまちなか、新規住宅地の二面性がある。従前のまちなかをなんとかしてほしい。	従前のまちなかの多くは、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に含まれているため、都市機能を集約する区域になっています。
22	11/12	中部	居住誘導区域の設定において、浸水想定区域は利根川だけで渡良瀬川は考えていないのか。	渡良瀬川も含め、影響する河川を考慮し、居住誘導区域を設定しています。
23	11/12	中部	立地適正化計画にあわせたバス路線の計画ができるのか。	立地適正化計画を考慮した公共交通網を検討する必要があると考えています。
24	11/12	中部	計画策定後、居住誘導区域はどのように確認するのか。	市のホームページで公表します。また、届出の代理人となりえる行政書士等には別途周知させていただきます。

「館林市立地適正化計画（素案）」市民説明会での質問・市の考え方

No.	日	場所	質問の内容（要旨）	市の考え方
25	11/12	中部	大型施設をまちなかに誘導するにしても敷地がないと思われる。	立地的に誘導が難しい施設については、維持という考え方となります。誘導施設に指定することで、施設を休止又は廃止しようとする場合には届出が必要になります。
26	11/15	六郷	立地適正化計画の必要性は何か。	将来的に人口が減っていくなかで、どこかに生活が便利な区域を定め、人口密度、施設を維持することを目的に、居住する人と施設を経営運営する人が一緒になってまちをつくっていく必要があります。
27	11/15	六郷	都市機能誘導施設の市営の施設は、施設担当部署と調整がとれているか。	本計画策定は各施設の担当部署と共に進めていますので、調整しています。
28	11/19	分福	居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の浸水想定区域で住宅を建築する場合に、土盛りを義務付けることはないか。	ありません。
29	11/26	郷谷	居住誘導区域に浸水の関係は検討しているが、震災については検討しているのか。	震災は想定しにくいいため、居住誘導区域の設定について検討していません。
30	11/27	西	成島駅は都市機能誘導区域に入っていないのか。	市街化調整区域であるため、含めることができません。
31	11/27	西	計画はいつ公表予定か。	平成31年4月1日公表予定で進めています。
32	11/27	西	誘導するために、建蔽率や容積率の優遇を考えていないのか。	現在のところ、考えておりません。
33	11/27	西	既存施設を集約していくのは難しいのではないのか。	既存施設の移転をすぐに行うのではなく、老朽化による建替えや新築時に誘導する考え方です。
34	11/27	西	立地適正化計画において、市外を含めた広域的な検討はしているのか。	1市4町（館林市、板倉町、千代田町、明和町、明和町）で、館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針を策定いたしました。

「館林市立地適正化計画（素案）」市民説明会での質問・市の考え方

No.	日	場所	質問の内容（要旨）	市の考え方
35	11/28	渡瀬	これは届出制度であるから、強制力はないのではないか。	強制力はありませんが、浸水する区域を居住誘導区域から外すことで、浸水する地域であるという情報提供が可能となります。
36	11/28	渡瀬	居住誘導区域内の浸水想定区域にマンションを建てる場合、許可はもらえるのか。	許可ではなく、届出により建築することができます。
37	11/28	渡瀬	居住誘導区域、都市機能誘導区域に誘導する方法は何か。	居住誘導、都市機能誘導のための施策を実施することにより誘導いたします。